独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	リニューアブル・ジャパン株式会社 コード 9522								
提出日		2024/3/29	異動(予定)日		2024/3/28				
独立役員届出 提出理由		定時株主総会に社外役員の選任議案が付譲されたため。							
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)									異動内容	本人の				
				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	該当なし	大利的各	同意
1	ヤン パン	社外取締役											0					
2	沼野 由行	社外取締役	0										Δ					有
3	安田 義則	社外取締役	0										Δ					有
4	土田 誠行	社外取締役	0										Δ					有
5	西田 恵介	社外取締役										0	0				新任	
6	芳木 亮介	社外監査役	0										Δ					有
7	豊島 國史	社外監査役	0													0		有

<u>3.</u>	<u>、独立役員の属性・選任理由の説明</u>								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
2	独立役員として指定している、社外取締役の沼野由行氏が専務執行役員を務めておりましたフロンティア・マネジメント株式会社と当社は取引 関係がありましたが、すでに契約満了で同社と取引はございません。また2017年2月に沼野氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	沼野由行氏は、証券業界の経験が豊富で、かつ企業経営に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。							
3	独立役員として指定している、社外取締役の安田義則氏が代表取締役社 長執行役員を務めておりましたJA三井リース株式会社は当社の株主であり、現在、当社が借入れを行っている金融機関ですが、現在、議決権保 有比率は1%未満、融資額が直近事業年度における当社の連結総資産の 1%未満であります。また、2017年6月に安田氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主 との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	安田義則氏は、金融業界の経験が豊富で、かつ企業経営に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の処化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。							
4	独立役員として指定している、社外取締役の土田誠行氏が執行役員を務めておりました株式会社あおぞら銀行は当社の株主であり、過去、当社が借入れを行うていた金融機関ですが、現在、その議決権保有比率は1%未満、融資額はありません。また、2009年9月に土田氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	土田誠行氏は、金融業界の経験が豊富で、かつ、国内外の投融資及び事業再編等に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。							
6	独立役員として指定している、社外監査役の芳木亮介氏が代表取締役を 務めておりますY Plus Advisor/株式会社と当社は取引関係がありました が、2015年4月に契約満了により取引は終了しております。同氏との間 で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相 反が生じるおそれはないと考えております。	芳木亮介氏は、公認会計士資格を有し、財務・税務・会計に関する豊富な知見と経験を有していることから、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外監査役として選任するものです。また、同氏は東証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。							
7	該当事項はありません。	豊島國史氏は、弁護士資格を有し、コーポレート・ガバナンス、労務及び法律に関する豊富な知見と経験を有していることから、専門的かつ適切的的言・提言を判例体力 社外監査役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主 と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有してお ります。							

4. 補足説明